

議案第77号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和7年8月27日

提出者 杉並区教育委員会
教育長 渋谷 正宏

(提案理由)

妊娠、出産等についての申出をした職員に対する措置等を定める必要がある。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和7年8月 日

杉並区教育委員会教育長 渋谷正宏

杉並区教育委員会規則第 号

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和2年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第35条を第36条とし、第34条の次に次の1条を加える。

（妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用講師に対する意向確認等）

第35条 教育委員会は、杉並区職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした会計年度任用講師（以下この項において「申出講師」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。

（1）申出講師の仕事と育児との両立に資するものとして次に掲げる制度又は措置（次号において「出生時両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置

ア 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業
イ 第9条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限

ウ 第10条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限

エ 第10条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限

オ 第15条第1項に規定する育児時間

カ 第15条第1項に規定する出産支援休暇

キ 第15条第1項に規定する育児参加休暇

ク 第15条第1項に規定する子の看護等のための休暇

- ケ 第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇
 - (2) 出生時両立支援制度等の請求等に係る申出講師の意向を確認するための措置
 - (3) 杉並区職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出講師の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出講師の意向を確認するための措置
- 2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する会計年度任用講師（以下この項において「対象講師」という。）に対して、当該子が1歳11月に達する日の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 対象講師の仕事と育児との両立に資するものとして次に掲げる制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置
 - ア 地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業
 - イ 第9条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限
 - ウ 第10条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限
 - エ 第10条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限
 - オ 第15条第1項に規定する子の看護等のための休暇
 - カ 第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇
 - (2) 育児期両立支援制度等の請求等に係る対象講師の意向を確認するための措置
 - (3) 対象講師の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象講師の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象講師の意向を確認するための措置

- 3 教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。
- 4 幼稚園職員勤務時間規則第32条の3第3項並びに第32条の5第2項、第3項及び第6項の規定は、第1項及び第2項の規定による妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用講師に対する意向確認等について準用する。

附 則

この規則は、令和7年10月1日から施行する。

杉並区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則新旧対照表

新	旧
<p>(妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用講師に対する意向確認等)</p> <p>第35条 教育委員会は、杉並区職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の措置を講ずるに当たっては、同項の規定による申出をした会計年度任用講師（以下この項において「<u>申出講師</u>」という。）に対して、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>申出講師の仕事と育児との両立に資するものとして次に掲げる制度又は措置（次号において「<u>出生時両立支援制度等</u>」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>ア <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業</u></p> <p>イ <u>第9条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限</u></p> <p>ウ <u>第10条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限</u></p> <p>エ <u>第10条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限</u></p> <p>オ <u>第15条第1項に規定する育児時間</u></p> <p>カ <u>第15条第1項に規定する出産支援休暇</u></p> <p>キ <u>第15条第1項に規定する育児参加休暇</u></p> <p>ク <u>第15条第1項に規定する子の看護等のための休暇</u></p> <p>ケ <u>第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇</u></p> <p>(2) <u>出生時両立支援制度等の請求等に係る申出講師の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>杉並区職員の育児休業等に関する条例第18条第1項の規定による申出に係る子の心身の状況又は育児に関する申出講師の家庭の状況に起因して当該子の出生の日以後に発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る申出講師の意向を確認するための措置</u></p> <p>2 教育委員会は、3歳に満たない子を養育する会計年度任用講師（以下この項において「<u>対象講師</u>」という。）に対して、当該子が1歳11月に達する日</p>	

新	旧
<p>の翌々日から2歳11月に達する日の翌日までの1年間に、次に掲げる措置を講じなければならない。</p> <p>(1) <u>対象講師の仕事と育児との両立に資するものとして次に掲げる制度又は措置（次号において「育児期両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるための措置</u></p> <p>ア <u>地方公務員の育児休業等に関する法律第19条第1項に規定する部分休業</u></p> <p>イ <u>第9条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条第1項の規定による深夜勤務の制限</u></p> <p>ウ <u>第10条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条の2第1項の規定による超過勤務の制限</u></p> <p>エ <u>第10条において準用する幼稚園勤務時間条例第11条の3第1項の規定による超過勤務の制限</u></p> <p>オ <u>第15条第1項に規定する子の看護等のための休暇</u></p> <p>カ <u>第29条の2第1項に規定する子育て部分休暇</u></p> <p>(2) <u>育児期両立支援制度等の請求等に係る対象講師の意向を確認するための措置</u></p> <p>(3) <u>対象講師の3歳に満たない子の心身の状況又は育児に関する対象講師の家庭の状況に起因して発生し、又は発生することが予想される職業生活と家庭生活との両立の支障となる事情の改善に資する事項に係る対象講師の意向を確認するための措置</u></p> <p>3 <u>教育委員会は、第1項第3号又は前項第3号に掲げる措置により意向を確認した事項の取扱いに当たっては、当該意向に配慮しなければならない。</u></p> <p>4 <u>幼稚園職員勤務時間規則第32条の3第3項並びに第32条の5第2項、第3項及び第6項の規定は、第1項及び第2項の規定による妊娠、出産等についての申出をした会計年度任用講師に対する意向確認等について準用する。</u></p> <p>(委任)</p> <p>第36条 略</p>	<p>(委任)</p> <p>第35条 略</p>